

平成 22 年 8 月 18 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ投信株式会社

**「東欧・ロシア株式マザーファンド」および「東欧・ロシア株式ファンド」
投資信託約款の変更決定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記ファンドにつきましては、投資信託約款の変更を行う旨を平成 22 年 7 月 17 日(土)の日本経済新聞に公告するとともに、同様の内容を同日付の書面にて受益者様に対しご連絡し、平成 22 年 8 月 17 日(火)までその異議申立を受付けておりました。

この結果、本投資信託約款の変更に関する異議を述べられた「東欧・ロシア株式ファンド」(以下、本件ファンド)受益者様の受益権の口数が、投資信託約款の変更公告日(平成 22 年 7 月 17 日(土))現在の本件ファンドの信託約款に係る受益権総口数の 2 分の 1 以下となりましたので、当初予定どおり投資信託約款の変更を平成 22 年 9 月 28 日(火)付で実施させていただきます。

本投資信託約款の変更の内容と理由

【投資信託約款の主な変更内容】

	変更前(旧)	変更後(新)
	【東欧・ロシア株式マザーファンド】 (略) 運用の基本方針 (略) (2) 投資態度 (略) 運用の指図に関する権限は、 <u>フォルティス・インベストメント・マネジメント・UK・リミテッド</u> に委託します。 (略)	【東欧・ロシア株式マザーファンド】 (略) 運用の基本方針 (略) (2) 投資態度 (略) 運用の指図に関する権限は、 <u>ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス</u> に委託します。 (略)
	【東欧・ロシア株式ファンド】 (付表) 1. 約款第13条第2項、または第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日	【東欧・ロシア株式ファンド】 (付表) 1. 約款第13条第2項、または第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ユーロネクスト(パリ)の休業日

【投資信託約款の変更理由】

本件ファンドは、「東欧・ロシア株式マザーファンド」を通じて東欧諸国ならびにロシアの株式（預託証券（DR）を含みます。）等へ投資を行いますが、今般、運用委託先の金融グループの経営統合および組織再編を受け、運用委託先がフォルティス・インベストメント・マネジメント・UK・リミテッドからビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスに変更となることに伴い、所要の手続きを行うものです。なお、運用委託先の変更後も現状の運用方針は維持され、商品性に変更はございません。

今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先:三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く9:00~17:00)
